第百二十条第一項中「超えるとき」の下に「（第三号に掲げる所得税の額の計算上控除しきれなかつた外国税額控除の額がある場合、第四号に掲げる金額の計算上控除しきれなかつた同号に規定する源泉徴収税額がある場合又は第五号に掲げる金額の計算上控除しきれなかつた予納税額がある場合を除く。）」を加え、同項第四号を削り、同項第五号中「若しくは決定」を削り、「この項」を「この号及び次号」に、「第三号」を「前号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号を削り、同項第七号中「第五号」を「前号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第八号を削り、同項第六号とし、同項第七号を同項第七号とし、同項第十号を同項第十一号中「第九号」を「第六号」に改め、同号を同項第八号とし、同条第二項中「前項第七号及び第八号」を「前項」に改め、「若しくは決定」を削り、同条第五項中「（当該申告書が国税通則法第六十一条第一項第二号（延滞税の額の計算の基礎となる期間の特例）に規定する還付請求申告書である場合には、当該申告書の提出があつた日）」を削り、「同法」を「国税通則法」に改め、同条第八項を削る。

第百二十二条第一項中「第百二十条第一項第四号、第六号又は第八号（確定所得申告）」を「第一号から第三号まで」に改め、「同項の規定による申告書を提出すべき場合及び」を削り、「に掲げる事項」を「（確定所得申告）に掲げる事項のほか、次に掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算上控除しきれなかつた外国税額控除の額がある場合には、その控除しきれなかつた金額

二　第百二十条第一項第四号に掲げる金額の計算上控除しきれなかつた同号に規定する源泉徴収税額がある場合には、その控除しきれなかつた金額

三　第百二十条第一項第五号に掲げる金額の計算上控除しきれなかつた同条第二項に規定する予納税額がある場合には、その控除しきれなかつた金額

四　前三号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

第百二十二条第二項中「外国税額の控除不足額の繰越し等」を「外国税額控除」に改め、同条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第五項中「確定申告期限」とあるのは「確定申告書が国税通則法第六十一条第一項第二号（延滞税の額の計算の基礎となる期間の特例）に規定する還付請求申告書である場合には、当該申告書の提出があつた日）」と、「国税通則法」とあるのは「同法」と読み替えるものとする。

第百二十三条第一項中「還付」を「還付の手続等」に改め、同条第二項第七号中「第百二十条第一項第五号」を「第百二十条第一項第四号」に改め、同条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第五項中「確定申告期限」とあるのは「確定申告期限（当該申告書が国税通則法第六十一条第一項第二号（延滞税の額の計算の基礎となる期間の特例）に規定する還付請求申告書である場合には、当該申告書の提出があつた日）」と、「国税通則法」とあるのは「同法」と読み替えるものとする。

第百二十五条第二項中「前項の規定による申告書を提出すべき場合及び」を削り、「に掲げる」を「及び第百二十二条第一項各号に掲げる」に改め、同条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第五項中「確定申告期限」とあるのは「確定申告期限（当該申告書が国税通則法第六十一条第一項第二号（延滞税の額の計算の基礎となる期間の特例）に規定する還付請求申告書である場合には、当該申告書の提出があつた日）」と、「国税通則法」とあるのは「同法」と読み替えるものとする。

第百二十七条第二項中「前項の規定による申告書を提出すべき場合及び」を削り、「に掲げる」を「及び第百二十二条第一項各号に掲げる」に改め、同条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第五項中「確定申告期限」とあるのは「確定申告期限（当該申告書が国税通則法第六十一条第一項第二号（延滞税の額の計算の基礎となる期間の特例）に規定する還付請求申告書である場合には、当該申告書の提出があつた日）」と、「国税通則法」とあるのは「同法」と読み替えるものとする。

第百二十八条中「同項第五号」を「同項第四号」に、「同項第七号」を「同項第五号」に改める。

第百三十八条第一項中「第百二十条第一項第四号若しくは第六号（源泉徴収税額等の控除不足額）を「第百二十二条第一項第一号若しくは第二号（還付等を受けるための申告」に、「源泉徴収税額等）を「確定損失申告）」に改め、同条第二項中「第百二十条第一項第六号」を「第百二十二条第一項第二号」に改め、同条第四項中「附さない」を「付さない」に改める。

第百三十九条第一項中「第百二十条第一項第八号（予納税額の控除不足額」を「第百二十二条第一項第三号（還付等を受けるための申告」に、「予納税額）」を「確定損失申告）」に改め、同条第二項中「あわせて」を「併せて」に改め、同条第四項及び第五項中「附さない」を「付さない」に改める。

第百五十二条中「第八号まで（確定所得申告書の記載事項」を「第五号まで（確定所得申告）、第百二十二条第一項第一号から第三号まで（還付等を受けるための申告」に、「確定損失申告書の記載事項」を「確定損失申告」に改める。

第百五十三条中「第八号まで（確定所得申告」を「第五号まで（確定所得申告）、第百二十二条第一項第一号から第三号まで（還付等を受けるための申告」に改め、「又は決定」を削り、同条第一号中「、第五号又は第七号」を「から第五号まで」に改め、同条第二号中「第百二十条第一項第六号若しくは第八号」を「第百二十二条第一項第二号若しくは第三号」に改める。

第百五十三条の二第一項第一号中「、第五号又は第七号」を「から第五号まで」に改め、同項第二号中「第百二十条第一項第四号、第六号若しくは第八号」を「第百二十二条第一項第一号から第三号まで（還付等を受けるための申告）」に改める。

第百五十四条第一項中「第百二十条第一項第九号又は第十号（確定所得申告書の記載事項」を「第百二十条第一項第六号又は第七号（確定所得申告」に、「行なう」を「行う」に、「更正通知書又は決定通知書の記載事項」を「更正又は決定の手続」に改め、同条第二項中「確定損失申告書の記載事項」を「確定損失申告」に、「附記しなければ」を「付記しなければ」に改める。

第百五十七条第一項中「第八号まで（確定所得申告書の記載事項」を「第五号まで（確定所得申告）、第百二十二条第一項第一号から第三号まで（還付等を受けるための申告」に、「確定損失申告書の記載事項」を「確定損失申告」に改め、同条第四項中「第八号まで」を「第五号まで、第百二十二条第一項第一号から第三号まで」に改める。

第百五十九条の見出し中「又は決定」を削り、同条第一項を削り、同条第二項中「の規定」を「（決定）の規定」に、「第百二十条第一項第四号若しくは第六号」を「第百二十二条第一項第一号若しくは第二号（還付等を受けるための申告）」に、「源泉徴収税額等」を「確定損失申告」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「これら」を「同項」に、「第百二十条第一項第六号」を「第百二十二条第一項第二号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」を削り、「次の各号に掲げる還付金の区分に応じ当該各号に定める日（同日」を「第一項の更正等の日の翌日以後一月を経過する日（当該更正等が次の各号に掲げるものである場合には、当該各号に定める日。以下この項において「一月経過日」という。）（当該一月経過日」に改め、同項各号を次のように改める。

一　更正の請求に基づく更正（当該請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この号において同じ。）　当該請求の日の翌日以後三月を経過する日と当該請求に基づく更正の日の翌日以後一月を経過する日とのいずれか早い日

二　国税通則法第二十五条の規定による決定に係る更正（当該決定に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含み、更正の請求に基づく更正及びその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと、当該事実のうちに含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由に基づき行われた更正を除く。）　当該決定の日